電設備等」という。）とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること（当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合を除く。）。

六～九　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該設備に係る太陽電池の製造を行う者、種類、変換効率、型式番号又は太陽電池の合計出力

七　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該認定事業者（当該認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。）の氏名又は名称並びに法人にあっては、その所在地、電話番号及び代表者の氏名

三　［略］

四　当該認定発電設備の出力

五　当該認定発電設備の設置の場所

六　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力

（当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合を除く。）。

六～九　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該設備に係る太陽電池の製造を行う者、種類、変換効率、型式番号又は定格出力の合計

七　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該認定事業者（当該認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。）の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　［略］

四　当該認定発電設備の発電出力

五　当該認定発電設備の所在地

六　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の出力（当該認定発電設備に係る太陽電池が複数である場合にあっては、当該太陽電池の合計出力。第九条第一項第十一号において同じ。）

2　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一～十一　［略］

十二　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の出力の変更

［新設］

十三　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更

十四　［略］

2　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一～十一　［略］

十二　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力の変更

十三　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備とともに設置される自家発電設備等の変更

十四　認定発電設備が太陽光発電設備（第三条第三号及び第四号に掲げる設備（当該設備に係る調達期間の起算日前のものに限る。）であって、平成二十七年三月三十一日以前に旧認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が締結されたものに限る。）である場合にあっては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

［新設］

十五　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用する燃料の種類の変更

十六　［略］